

松山市廃棄物許可業者等行政処分取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき松山市が行う行政処分に関し必要な事項を定めることにより、行政処分を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「行政処分」とは、本市が法に基づいて行う命令その他の処分であつて、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号の不利益処分（同法第3条の規定により適用が除外されないものに限る。）をいう。

2 この要領において「許可業者」とは、法第7条第1項若しくは第6項、第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第15条第1項の規定による許可を取得している者をいう。

3 この要領において「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

4 この要領において「欠格条項」とは、法第7条第5項第4号イからルまで及び第14条第5項第2号イからへまでの規定をいう。

5 この要領において「違反行為等」とは、違反行為及び欠格条項に該当する状態をいう。

6 この要領において「施設設置者」とは、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設又は第15条第1項の産業廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置許可を取得している者（施設が最終処分場である場合は、施設の設置許可を取り消された者又はその承継人も含む。）をいう。

7 この要領において「事業停止命令」とは、法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）に基づく事業の全部又は一部の停止の命令をいう。

8 この要領において「使用停止命令」とは、法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定に基づく施設の使用の停止の命令をいう。

(行政処分を行う場合の原則)

第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。また、公訴が提起されている場合にあつては、刑事処分を待つことなく行うものとする。

2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為等の態様等に比例したものとしなければならない。

3 違反行為等の事実認定に当たっては、事実行為としての聞取りに加え、法に基づく報告徴収、立入検査及び関係行政機関への照会等を積極的に活用し、速やかに事実関係を把握するものとする。

4 違反行為が認められてから行政処分を行うまでの期間について、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合にあつては、行政処分を待つことなく、

行政指導により支障の除去等の措置を求めるものとする。

(許可の取消しの基準)

第4条 市長は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

(事業停止命令の基準)

第5条 市長は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。

2 事業停止命令は、当該違反業者に係る一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。

(使用停止命令の基準)

第6条 市長は、施設設置者が別表第3の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、使用停止命令を行うものとする。

2 使用停止命令は、施設全部の使用を停止させるものとする。ただし、施設の一部の使用を停止させることにより、法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。

(行政処分の特減)

第7条 第4条から前条までの規定にかかわらず、市長は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他市長が適当と認める特別の事由がある場合は、行政処分の内容を次の各号に掲げる違反行為に応じ、当該各号に規定するものに特減することができる。

(1) 別表第1第5項から第7項までに掲げる違反行為 別表第2第1項又は別表第3第1項の右欄に掲げる日数を期間とする事業停止命令又は使用停止命令

(2) 別表第2第3項から第5項まで又は別表第3第3項から第5項までに掲げる違反行為 それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を期間とする事業停止命令

(公表)

第8条 市長は、行政処分を行った場合は、排出事業者等に対する情報提供を目的として、決定した行政処分の内容、被処分者の氏名又は名称及びその原因となった違反行為等の概要を公表するものとする。

(履行の確認)

第9条 市長は、行政処分を行った場合は、法の規定に基づき関係事業所等に対して

立入検査を行い、行政処分の履行状況を確認するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、行政処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月12日から施行する。

この要領は、平成13年10月17日から施行する。

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

この要領は、令和3年3月30日から施行する。

別表第1（第4条関係） 許可の取消しの基準

- 1 欠格条項に該当するに至ったとき。
- 2 事業停止命令に違反したとき。
- 3 使用停止命令に違反したとき。
- 4 法第7条の4第1項第6号，第9条の2の2第1項第3号，第14条の3の2第1項第6号(法第14条の6において準用する場合を含む。)又は第15条の3第1項第3号の規定に違反したとき。【一廃業・一廃施設・産廃業・産廃施設・特管産廃業不正手段許可取得】
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合
 - (1) 法第6条の2第6項の規定に違反したとき。【一廃委託基準】
 - (2) 法第6条の2第7項の規定に違反したとき。【一廃委託基準・再委託禁止】
 - (3) 法第7条第1項又は第6項の規定に違反したとき。【一廃無許可営業】
 - (4) 法第7条第14項の規定に違反したとき。【一廃委託基準・再委託禁止】
 - (5) 法第7条の2第1項の規定に違反したとき。【一廃無許可変更】
 - (6) 法第7条の3第2号又は第3号に該当し，かつ，当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。【一廃能力不適合・許可条件違反】
 - (7) 法第7条の5の規定に違反したとき。【一廃名義貸し】
 - (8) 法第8条第1項の規定に違反したとき。【一廃施設無許可設置】
 - (9) 法第8条の5第2項（法第15条の2の4において準用する場合を含む。）の規定に違反し，その違反事項の改善を図ることができないと認められるとき。
【一廃・産廃施設維持管理積立金に係る義務違反】
 - (10) 法第9条第1項の規定に違反したとき。【一廃施設無許可変更】
 - (11) 法第9条の2の規定に違反したとき。【一廃施設改善命令・使用停止命令違反】
 - (12) 第9条の2第1項第1号，第2号又は第4号に該当し，かつ，当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。【一廃施設維持管理計画不適合・能力不適合・許可条件違反】
 - (13) 法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃施設無許可譲受け】
 - (14) 法第10条第1項(法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反し，又は未遂に終わったとき，若しくはその予備をしたとき。【一廃，産廃無確認輸出・未遂予備】
 - (15) 法第12条第5項の規定に違反したとき。【産廃委託基準】
 - (16) 法第12条第6項の規定に違反したとき。【産廃委託基準・再委託禁止】
 - (17) 法第12条の2第5項の規定に違反したとき。【特管委託基準】
 - (18) 法第12条の2第6項の規定に違反したとき。【特管委託基準・再委託禁止】
 - (19) 法第14条第1項又は第6項の規定に違反したとき。【産廃無許可営業】
 - (20) 法第14条第15項の規定に違反したとき。【産廃受託禁止】
 - (21) 法第14条第16項の規定に違反したとき。【産廃委託基準・再委託禁止】
 - (22) 法第14条の2第1項の規定に違反したとき【産廃無許可変更】

- (23) 法第14条の3第2号又は第3号に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。【産廃能力不適合・許可条件違反】
 - (24) 法第14条の3の3の規定に違反したとき。【産廃名義貸し】
 - (25) 法第14条の4第1項又は第6項の規定に違反したとき。【特管無許可営業】
 - (26) 法第14条の4第15項の規定に違反したとき。【特管受託禁止】
 - (27) 法第14条の4第16項の規定に違反したとき。【特管委託基準、再委託禁止】
 - (28) 法第14条の5第1項の規定に違反したとき。【特管無許可変更】
 - (29) 法第14条の7の規定に違反したとき。【特管名義貸し】
 - (30) 法第15条第1項の規定に違反したとき。【産廃施設無許可設置】
 - (31) 法第15条の2の6第1項の規定に違反したとき。【産廃施設無許可変更】
 - (32) 法第15条の2の7の規定による命令に違反したとき。【産廃施設改善命令・使用停止命令違反】
 - (33) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。【産廃施設維持管理計画不適合・能力不適合・許可条件違反】
 - (34) 法第15条の4の5第1項の規定に違反したとき。【無許可輸入】
 - (35) 法第15条の4の5第4項の条件に違反したとき。【輸入許可条件】
 - (36) 法第16条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。【不法投棄・未遂】
 - (37) 法第16条又は第16条の2の規定に違反する罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。【不法投棄・不法焼却目的収集運搬】
 - (38) 法第16条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。【不法焼却・未遂】
 - (39) 法第16条の3の規定に違反したとき。【指定有害廃棄物保管・処理禁止違反】
 - (40) 法第19条の3の規定による命令に違反したとき。【一廃、産廃改善命令違反】
 - (41) 法第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。【一廃措置命令違反】
 - (42) 法第19条の5第1項の規定による命令に違反したとき。【産廃措置命令違反】
 - (43) 法第19条の6第1項の規定による命令に違反したとき。【産廃措置命令違反】
- 6 事業停止命令又は使用停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、事業停止命令又は使用停止命令の対象となる違反行為をしたとき。
- 7 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

別表第2（第5条，第7条関係） 事業停止命令の基準

<p>1 別表第1第5項から第7項までのいずれかに該当する場合（第7条の規定により許可の取消しを行わなかった場合に限る。）</p>	<p>180日</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第7条の3第2号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる認められるとき。【一廃能力不適合】</p> <p>(2) 法第14条の3第2号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる認められるとき。【産廃能力不適合】</p> <p>(3) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。【事故時応急措置命令違反】</p>	<p>必要な改善期間又は応急措置に必要な期間</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。【虚偽管理票交付】</p> <p>(2) 法第12条の6第3項の規定による命令に違反したとき。【管理票に係る勧告の措置命令違反】</p> <p>(3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。【土地形質変更の計画変更命令違反】</p> <p>(4) 法第19条の11第1項の規定による命令に違反したとき。【土地形質変更に関する措置命令違反】</p>	<p>90日</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃施設使用前検査受検義務違反】</p> <p>(2) 法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【産廃施設使用前検査受検義務違反】</p>	<p>60日</p>
<p>5 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第7条第15項(法第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)又は第16項(法第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃，産廃，特管帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載保存義務違反】</p> <p>(2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃，産廃，特管業廃止・変更届出義務違反】</p> <p>(3) 法第7条の3第3号に該当したとき。【一廃許可条件違反】</p> <p>(4) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。【一廃施設定期検査拒否・妨害・忌避】</p>	<p>30日</p>

- (5) 法第8条の4(法第9条の10第8項, 第15条の2の4及び第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃, 産廃施設維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反】
- (6) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)又は第4項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃, 産廃施設廃止・変更・埋立処分終了届出義務違反】
- (7) 法第9条の7第2項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃, 産廃施設相続届出義務違反】
- (8) 法第12条第3項の規定に違反したとき。【産廃保管届出義務違反】
- (9) 法第12条第8項の規定に違反したとき。【産廃処理責任者等設置義務違反】
- (10) 法第12条の2第3項の規定に違反したとき。【特管保管届出義務違反】
- (11) 法第12条の2第8項の規定に違反したとき。【産廃処理責任者等設置義務違反】
- (12) 法第12条の3第1項(法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【管理票交付義務違反・虚偽記載(輸入者含む)】
- (13) 法第12条の3第3項の規定に違反したとき。【管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載・回付義務違反】
- (14) 法第12条の3第4項又は第5項の規定に違反したとき。【管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載】
- (15) 法第12条の3第2項, 第6項, 第9項又は第10項の規定に違反したとき。【管理票保存義務違反】
- (16) 法第12条の4第2項の規定に違反したとき。【引渡し禁止違反】
- (17) 法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反したとき。【虚偽管理票写し送付・虚偽報告】
- (18) 法第12条の5第1項又は第2項(法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【電子管理票虚偽登録(輸入者含)】
- (19) 法第12条の5第3項又は第4項の規定に違反したとき。【電子管理票報告義務違反・虚偽報告】
- (20) 法第12条の5第6項の規定に違反したとき。【管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載】
- (21) 法第14条第13項の規定に違反したとき。【産廃処理困難通知義務違反・虚偽通知】
- (22) 法第14条第14項の規定に違反したとき。【産廃処理困難通知写し保存義務違反】

<p>(23) 法第14条の3第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当したとき。【産廃, 特管許可条件違反】</p> <p>(24) 法第14条の4第13項の規定に違反したとき。【特管処理困難通知義務違反・虚偽通知】</p> <p>(25) 法第14条の4第14項の規定に違反したとき。【特管処理困難通知写し保存義務違反】</p> <p>(26) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。【産廃施設定期検査拒否・妨害・忌避】</p> <p>(27) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。 【土地形質変更届出義務違反・虚偽届出】</p> <p>(28) 法第18条の規定による報告を拒み, 又は虚偽の報告をしたとき。 【報告拒否・虚偽報告】</p> <p>(29) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み, 妨げ, 又は忌避したとき。【立入検査・収去拒否・妨害・忌避】</p> <p>(30) 法第21条第1項の規定に違反したとき。【一廃, 産廃技術管理者設置義務違反】</p>	
<p>6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。</p>	<p>10日</p>

別表第3（第6条，第7条関係） 使用停止命令の基準

<p>1 別表第1第5項から第7項までのいずれかに該当する場合（第7条の規定により許可の取消しを行わなかった場合に限る。）</p>	<p>180日</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第8条の5第2項（法第15条の2の4において準用する場合を含む。）の規定に違反しているものの，その違反事項の改善を図ることができる」と認められるとき。【一廃・産廃施設維持管理積立金に係る義務違反】 (2) 法第9条の2第1項第1号又は第2号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる」と認められるとき。【一廃施設維持管理計画不適合・能力不適合】 (3) 法第15条の2の7第1号又は第2号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる」と認められるとき。【産廃施設維持管理計画不適合・能力不適合】 (4) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。【事故時応急措置命令違反】</p>	<p>必要な改善期間又は応急措置に必要な期間</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。【虚偽管理票交付】 (2) 法第12条の6第3項の規定による命令に違反したとき。【管理票に係る勧告の措置命令違反】 (3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。【土地形質変更の計画変更命令】 (4) 法第19条の11第1項の規定による命令に違反したとき。【土地形質変更に関する措置命令違反】</p>	<p>90日</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。【一廃施設使用前検査受検義務違反】 (2) 法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。【産廃施設使用前検査受検義務違反】</p>	<p>60日</p>
<p>5 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第7条第15項（法第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。）又は第16項（法第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。【一廃，産廃，特管帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載保存義務違反】 (2) 法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。【一廃，産廃，特管業廃止・変更届出義務違反】 (3) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。【一廃施設定期検査拒否・妨害・忌避】 (4) 法第8条の4（法第9条の10第8項，第15条の2の4及び第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。【一廃，産廃施設維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反】</p>	<p>30日</p>

- (5) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)又は第4項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃, 産廃施設廃止・変更・埋立処分終了届出義務違反】
- (6) 法第9条の2第1項第4号に該当したとき。【一廃施設許可条件違反】
- (7) 法第9条の7第2項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【一廃, 産廃施設相続届出義務違反】
- (8) 法第12条第3項の規定に違反したとき。【産廃保管届出義務違反】
- (9) 法第12条第8項の規定に違反したとき。【産廃処理責任者等設置義務違反】
- (10) 法第12条の2第3項の規定に違反したとき。【特管保管届出義務違反】
- (11) 法第12条の2第8項の規定に違反したとき。【産廃処理責任者等設置義務違反】
- (12) 法第12条の3第1項(法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【管理票交付義務違反・虚偽記載(輸入者含む。)]
- (13) 法第12条の3第3項の規定に違反したとき。【管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載・回付義務違反】
- (14) 法第12条の3第4項又は第5項の規定に違反したとき。【管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載】
- (15) 法第12条の3第2項, 第6項, 第9項又は第10項の規定に違反したとき。【管理票保存義務違反】
- (16) 法第12条の4第2項の規定に違反したとき。【引渡し禁止違反】
- (17) 法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反したとき。【虚偽管理票写し送付・虚偽報告】
- (18) 法第12条の5第1項又は第2項(法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。【電子管理票虚偽登録(輸入者含む。)]
- (19) 法第12条の5第3項又は第4項の規定に違反したとき。【電子管理票報告義務違反・虚偽報告】
- (20) 法第12条の5第6項の規定に違反したとき。【管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載】
- (21) 法第14条第13項の規定に違反したとき。【産廃処理困難通知義務違反・虚偽通知】
- (22) 法第14条第14項の規定に違反したとき。【産廃処理困難通知写し保存義務違反】
- (23) 法第14条の4第13項の規定に違反したとき。【特管処理困難通知義務違反・虚偽通知】
- (24) 法第14条の4第14項の規定に違反したとき。【特管処理困難通知写し保存義務違反】
- (25) 法第15条の2の7第4号に該当したとき。【産廃施設許可条件違反】
- (26) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。【産廃施設定期検査拒否・妨害・忌避】
- (27) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。【土地形質変更届出義務違反・虚偽届出】

<p>(28) 法第18条の規定による報告を拒み，又は虚偽の報告をしたとき。【報告拒否・虚偽報告】</p> <p>(29) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み，妨げ，又は忌避したとき。【立入検査・収去拒否・妨害・忌避】</p> <p>(30) 法第21条第1項の規定に違反したとき。【一廃，産廃技術管理者設置義務違反】</p>	
<p>6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。</p>	<p>10日</p>